

家 永 駱
か えい らく

学位の種類 法 学 博 士
学位記番号 法 博 第 9 号
学位授与年月日 昭和45年3月25日
学位授与の要件 学位規則第5条第1項該当

学位論文題目 民事訴訟における挙証責任についての研究

論文審査委員 (主査)
教授 齋藤秀夫 教授 幾代 通

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、はしがきと本文八章からなる。

はしがきにおいては、本論文を研究する意義およびその研究方法、ならびに研究の対象と体系とを紹介する。すなわち、この問題を研究することの価値と、中華民国のこの問題に関する文献が乏しいこととを鑑みて、この問題を深く研究して、中華民国において発表し、この分野の研究の先駆的役割をはたそうとすることが、本論文をまとめたことの意義であるとする。そして、研究方法としては、比較法的研究、歴史的研究、判例研究等を利用することを明らかにする。

本文の第一章においては、民事紛争と民事裁判、事実認定、不要証事実等について論述する。すなわち、民事裁判においては、法的三段論法の小前提たる事実は、歴史的事実であり、また、人間の認識能力に限界があるため、裁判官が自由心証により、さらに経験則をかりにしても、必ずしも事実を正確に認定しうるものではないこと、しかし他方では、当事者の自白によって、事実の真偽を判明する必要がなくなることもあり、また、顕著な事実であるため、証明の必要がない場合もあること、について述べる。

第二章においては、挙証責任の概念と意義とについて論述する。民事裁判においては、自白された事実または顕著な事実以外には、裁判官が最終的に事実の真偽を判断することができない場合がある。この場合、裁判所としては、裁判を拒否することも、あるいは恣意的に裁判することもともに許されないとある。このときは、その不明を当事者の一方の不利益に帰して判決を

くだすのであるが、この不利益がすなわち挙証責任である。つまり、挙証責任は、事実が最終的に真偽不明な場合においても、裁判を可能にするものである。そして、このような挙証責任概念が、いわゆる客観的挙証責任である。古くは、ただ行為責任としての主観的挙証責任概念だけであったが、やがて客観的挙証責任概念が提唱されてのちは、これに賛成する学者がかなり多くなっている。しかし、最近では主観的挙証責任概念がふたたび強調され、両者の共存と相互関係が指摘されるにいたっている。したがって、本章は、挙証責任の概念の確立と、挙証責任が訴訟上ないし訴訟外に於いてどのような意義をもつかについて解明する。

第三章では、挙証責任分配の原則について論述する。事実が真偽不明なとき、一方の当事者の不利益において裁判をすることは前述のとおりであるが、しからば、いかなる理由で、またいかなる原則に従って、当事者の一方の不利益に処理するのか。前者すなわち挙証責任分配の根拠については、均分的正義、訴訟の運営、事案の闡明等にこれを求めたい。また、後者すなわち挙証責任分配の原則については、私法の構造を観察して、特別要件説に賛成するものであり、挙証責任は私法々規の要件事実として規定されているものとする。

第四章においては、法律上の推定について論述する。挙証責任は、客観的に法規の要件事実として定まっているのであり、証明の難易や訴訟の過程において、挙証責任を転換することは有りえないが、しかし、挙証責任の分配に対し、影響を及ぼすものが1つある。これがすなわち法律上の推定である。つまり、法律上の推定は、挙証責任を相手方に移す機能を果すのである。本章では、法律上の事実推定と権利推定とを分けて、その概念、効果、および効果の除去等について検討する。

以上のような総論的な論述に続き、第五章においては、法律行為とくに契約の成立、効力、およびその内容に関して争いのある場合の挙証責任の分配について論述し、特別要件説が妥当であることを明らかにする。さらに、制限付自白について、拮弁説の妥当性と否認説の不当なることを指摘し、あわせて、拮弁と否認の概念を明らかにする。

第六章においては、実務上重要であるいくつかの挙証責任の問題、たとえば、債務不履行、対抗要件等の挙証責任の問題について論述し、自説(特別要件説)を点検し、その妥当性を明らかにする。これはまた、第二章から第五章までの論述の実践的適用をも意味するものである。

第七章においては、これまで得られた知識を駆使して、比較法的研究の見地から、提出者の本国たる中華民国の民事訴訟における挙証責任の問題を考察する。そして、ここでは、挙証責任の概念については主観的挙証責任概念を採り、また挙証責任分配の原則については特別要件説を採るのが通説であることを明らかにする。

第八章においては、前七章における論述を回顧し、その重点を要約し、論文全体の結論を述べ

る。

論文審査結果の要旨

民事訴訟における挙証責任の問題は、民事訴訟法上の理論上だけでなく実際上も極めて重要な問題であるが、本論文はこの問題に関して詳細にわたって全般的総合的に研究を試みたものである。多くの問題点について広く学説判例を検討している点に細密な態度が見られるが、その本領を発揮しているのはドイツ法、日本法だけでなく、中華民国に及ぶ比較法的研究である。学位を授与するに値する業績である。